

違反是正事例（事例1－4）

テーマ < 防火管理者未選任の防火対象物に対する違反処理 平成16年 >

- ▶ 休止していた建物が販売店舗の営業を開始したため、防火管理者の選任指導を行ったが、従わなかったため、違反処理した事例

防火対象物の概要

(1) 用途	物品販売店舗（4）項
(2) 構造・規模	準耐火造 4階建 特定一階段等防火対象物
(3) 消防用設備等	消火器、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具（避難はしご）
(4) 収容人員	30人以上 300人未満

違反処理の概要

(1) 違反覚知の端緒

当該対象物は、休止中の建物を改装し貴金属店が入居することになり、新たに自動火災報知設備を設置したため、消防用設備等の設置検査を兼ねて平成15年9月5日に立入検査を実施した。この際、防火管理者が選任されていなかったため、防火管理者の未選任と消防計画の未作成未届出について立入検査結果通知書を交付して指導した。

(2) 違反処理の経過

ア 指導書の郵送（1回目）

立入検査結果通知書の指摘内容（防火管理者未選任及び消防計画未作成未届）に対し、改修（計画）報告書が提出されないため、平成15年11月14日に電話で再指導するも提出されなかった。そのため、平成16年1月23日付けで関係者あてに指導書を郵送した。

イ 立入検査結果通知書（2回目）

指導書に対する改修（計画）報告書も提出されず、同年4月19日再指導したがこれも提出されず、指摘事項も未改善のままであるため、警告へ移行する前に再度立入検査を平成16年5月11日に実施したところ、3階に設置すべき避難器具（はしご）が1階の倉庫内に移動されていたため、避難器具の管理不適を追加し、再度立入検査結果通知書を交付した。

ウ 警告書の交付

防火管理者未選任と消防計画未作成未届について警告書を交付するため、平成16年5月26日に来署するよう来署要請書を送付したが、来署しなかったため、警告書を配達証明にて郵送した（履行期限は同年8月31日）。

エ 指導書の交付(2回目)

平成16年5月11日の立入検査時に指摘した避難器具(避難はしご)の管理不適について、同年9月21日に指導書を郵送した。

オ 立入検査結果通知書(3回目)

度重なる立入検査結果通知書、指導書及び警告書の交付等による指導にも関わらず、指摘事項が何一つ改善されないことから、命令移行を視野に入れて平成16年11月26日に立入検査を実施した。入居から1年以上経過したため、新たに防火対象物定期点検及び消防用設備等の点検未実施、未報告を指摘事項に加え、立入検査結果通知書を交付した。

カ 命令書の交付及び公示

平成16年12月6日、消防法第8条第3項の規定に基づき、平成16年12月16日までに防火管理者を選任するよう命令書を交付するとともに、標識を当該対象物入口に設置した。

(3) 命令の移行理由

ア 通常、防火管理者未選任を事由に警告書を交付した対象物は全て改善されるのに対し、当該対象物は立入検査を実施するごとに、指摘事項が増える一方で、関係者の改善の意思がみられなかった。

イ 避難器具(避難はしご)の管理不適を指導したが、見栄えが悪いとの理由で、本来3階に設置すべき避難はしごを1階の倉庫にしまい込む等、防火管理意識が非常に希薄であった。

(4) 命令発動の時期

ア 当該対象物は貴金属販売店舗で、12月はクリスマスシーズンと年末商戦を控え1年中最も一番来客の多い時期であった。このような時期に重大な消防法違反を見逃す訳にはいかないとの理由で改善を迫り、命令内容を記載した標識を店舗入口に設置することにより、関係者に改善を強く促した。

イ あらかじめ防火管理講習の受講枠を確保しておき、防火管理講習開催の一週間前に命令書を交付し、この講習を受講させることを前提に履行期限を設定した。

(5) 改善経過

命令書を交付した日に、店長が平成16年12月13日、14日の両日に開催する防火管理講習の受講を申し込み、講習終了後の12月14日に防火管理者選任届及び消防計画書が提出され、履行期限内に命令事項は改善された。

なお、防火対象物定期点検及び消防用設備等の点検結果は翌年の1月下旬に報告され、避難器具の管理不適も含め、違反事項は全て改善された。

(事例 1 - 4) グループ検討

テーマ < 防火管理者未選任の防火対象物に対する違反処理 平成 16 年 >

1, 違反処理の進め方

当初の立入検査結果通知書から、口頭を含めた指導経過を確認してください。その中で、相手側の意思確認や追跡調査の方法などを検討してください。

2, 警告書の交付方法

警告書の交付時期及び配達証明により交付したことについて、どのように考えますか。

3, 命令書の交付時期について

消防法第 8 条第 1 項の防火管理者選任義務違反として、平成 15 年 9 月に立入検査をし、翌平成 16 年 12 月に「命令書」の交付に至っているが、この期間をどのように考えるか。防火管理講習の開催状況などを踏まえて検討してください。

4, 名宛人について

個人商店の場合、法人の場合、系列チェーン店の場合を想定して、名宛人(名宛人の確認方法などを含め)について考えてください。

5, 履行期限について

消防法第 8 条第 3 項の選任について、警告書の履行期限は 3 か月となっているが、命令書では 10 日間と設定されている。その設定期限について、考えてください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

(参考)違反処理標準マニュアル

【作成例④「違反調査報告書」】

〇〇年〇〇月〇〇日			
〇〇消防署長 殿			
(階級) 〇 〇 〇 〇 印			
違 反 調 査 報 告 書			
違反者	住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	〇〇商事(株) 代表取締役社長
生 年	〇〇年〇〇月〇〇日		
月 日	〇〇歳		
対象物の 状況	所 在	〇〇市〇〇町△丁目△番△号	
	名 称	〇〇ビル(レストラン〇〇)	規模・構造 地上3階 耐火構造 延面積 1、123 m ²
	用 途	(3)項ロ	
違反事実	防火管理者未選任及び消防計画未作成未届		
違反条項	消防法第8条第1項		
違反の概要 (発生事由・経過等)	上記ビルは1～2階を飲食店、3階を事務所兼倉庫として使用しているが、〇年〇月〇日に従前の防火管理者(支配人〇〇〇〇)が解雇され、以後防火管理者が未選任となっている。		
参考事項 (査察経過等)	〇〇年〇〇月〇〇日立入検査実施…立入検査結果通知書交付(指摘事項:防火管理者未選任、消防計画未作成未届)		